**令和５年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価票**

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準（内容） | | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価  S～C | 評価  S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか  ・障がい者のスポーツ及び文化（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援しているか  （２）以下の果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか。  ①第三者への委託は適切に行われているか  ②年間事業計画書等を適切に提出している  ③事業報告書等を適切に提出しているか  ④指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか  ⑤府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか  ⑥個人情報の取扱い  ⑦情報公開への対応  ⑧公正採用への対応  ⑨人権研修の実施  ⑩障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令  ⑪大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則  ⑫労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令  ⑬本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等 | （１）大阪府社会福祉施設設置条例や身体障害者福祉法を遵守した運営を実施した。  障がい者スポーツ拠点施設の稲スポーツセンターとして、特性を活かして障がい者への貸館にかかわる減免や合理的な配慮、障がい者利用の安全性を確保し、障がい者の利用環境を整備した。  上級、中級、初級パラスポーツ指導員の有資格者を含め、障がい者スポーツ指導に経験豊富な専任指導員・パラスポーツコーディネーターを配置し、障がい者が安心して来館できる拠点施設として、スポーツ等に参加できる環境・専門性を整えた。  また、専門性を活用して支援学校、府主催事業、大阪府障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に指導員を配置するとともに、全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会・大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修を稲スポーツセンターで実施した。  府立障がい者交流促進センターと連携し、支援学校のスポーツ指導や教員研修などの共催事業を実施するとともに、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）で開催された『共に生きる障がい者展支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪』に稲スポーツセンターの教室受講者が出場した。  ※コロナ対策  5月8日に5類感染症に位置付けられたため、5類に位置付けられる前とその後に分けて記載  ★（4/1～5/7）  スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」また、「FIAフィットネス施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」に基づき運営した。  基本対策  検　温： 玄関に非接触型サーモチェッカーを2台設置。サーモチェッカーが使いにくい方には、スタッフが非接触型体温計で検温した。  手洗い： 手洗い啓発のポスターを掲示及び声掛け。トイレ・更衣室にある各洗面台には、薬用泡せっけんとペーパータオルを設置した。  　 また、自動アルコールディスペンサー3台を入り口に設置し、手指消毒の徹底を呼び掛けた。  消　毒： 手や人と接する箇所の消毒を実施。受付では、ボールペン・バインダー等の返却がある都度、ロッカーキーの返却時に使用ロッカー本体とキーを消毒した。  その他使用物品では、卓球台・バスケットボール・ピン球など可能な物品はすべて消毒した。  マスク： 来館者全員にマスク着用をお願いし、忘れた方には施設よりマスクを提供した。トレーニング室は、運動中もマスクの着用を、体育館は任意になるが、原則着用をお願いした。  換　気： 各室に二酸化炭素濃度測定器を設置し、モニタリングを実施するとともに、施設すべての窓・扉を開け、換気量を十分に確保した。冷暖房効果が下がるため、夏季冬季は空調機をフル運転した。  　 3密になりやすい更衣室では、サーキュレータを各3台設置し、空気の流れをつくり、換気するとともに、定員6名で3密回避を図った。  その他、府からの指示・情報提供や業種別ガイドラインに則り、感染拡大防止策を徹底した。  ★（5/8～）  ５類感染症に位置付け後  検　温： 玄関に非接触型サーモチェッカーは順次撤去。手洗い： 各洗面台では、手洗いポスターの掲示及び薬用泡せっけんの設置を継続。ペーパータオルは撤去しハンドドライヤーを再稼働した。  消　毒： 手指消毒用のアルコールディスペンサーを玄関・受付に設置を継続。ボールペン・バインダー等の返却時に消毒を継続している。  マスク： 利用者のマスクは個人判断で自由とし、施設スタッフは引き続きマスクを着用している。  事業開催  　コロナ対策で2部や3部で増設して定員を少なくして開催した期間は、より質の高い充実した事業提供ができた。  5類感染症の位置付けが決まり、関係者に意見を求めたところ、コロナ前の長い時間での開催を求める意見が多く、大阪府と協議した上で、原則として当初の募集要項に準じる開催方法（定員・時間）に戻した。  　丁寧に説明し段階的に戻したためトラブルはなく順調に移行できた。    ＜ スポーツ ＞  ・卓球スキルアップ練習会  ・フライングディスクディスタンス練習会  ・ショートテニス練習会  ・卓球ステップアップ練習会  ・卓球練習会（マシン）  ・バドミントン練習会  ・フライングディスク練習会  ・エアロビクスサークル  ・卓球サークル  ・バスケットボールサークル  ・ビームライフル射撃サークル  ・稲卓球クラブ  ・チャレンジスポーツ  ・スポーツ教室  ・ダンスレッスン  ・キッズクラブ  ・サマーキッズ  ・ジュニアスポーツ  ・エンジョイスポーツ  ・健康体操  ・エンジョイダンス  　・サウンドテーブルテニス体験会  　・トレーニング講習会  　・卓球開放  ＜ 文 化 ＞  ・親子音楽あそび  ・音楽クラブ  ・音楽レクリエーション  ・手作りおやつ教室  ・書き方教室  ・和太鼓教室  ・メイクサービス体験  ・笑いヨガ  ・ジャンベクラブ  ・インテリアガーデニング  ・クラフト教室  ・映画観賞会  ＜大会・イベント＞  　・ふれあいコンサート（7/17）　参加59名  ママさんブラスバンドの「mamanon」を招いて開催。ママさんの演奏とこどもたちのダンスで盛況に終了した。  　・レクリエーション大会（11/3）　参加62名  　・稲スポーツセンター杯卓球大会（11/23）　参加90名  箕面市卓球協会の協力のもと、昨年度より定員を増やして開催した。  　・クリスマスコンサート（12/17）　参加66名  吹奏楽コンクール関西大会の常連楽団の箕面市青少年吹奏楽団（62名）を招いて本格的な演奏を中心に、楽しい楽器紹介や高校生・大学生と一緒にダンスなど盛況に終了した。  　・活動展（3/10）予定  （２）以下の責務を果たし、関係法令を遵守した。   1. 第三者への委託については、「第三者に委託等を行う業務について（申請）」のとおり、募集要項、府の基準、条例などに基づき適正に実施している。   ② 府への年間事業計画書の提出は、必要に応じ適切に提出している。  ③ 府への事業報告書の提出等各種報告は、必要に応じ適切に提出している。  ④ 府への管理状況（経理状況）の提出等各種報告は、必要に応じ適切に報告している。  ⑤ 府から管理運営について実地検査及び協議を求められた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求められた場合は、適切に対応している。  ⑥ 「大阪府個人情報保護条例」及び「当法人個人情報保護規程」に基づき適正に運用している。  ⑦ 「当法人情報公開規程」に基づき適正に管理している。  ⑧ 「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、大阪府労働局の「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。  ⑨ 「職員研修体制」に基づき年2回実施。  　　　5/8　 「パワーハラスメント」  　9/20　「合理的配慮の提供」（精神障害のある方）  「障害福祉現場におけるハラスメント対策」  ⑩ 関係法令を遵守して適切に管理運営している。  ⑪ 関係法令を遵守して適切に管理運営している。  ⑫ 労働関係法令他その関係法令及び消防法などその他必要な法令を遵守し、適切に運用している。その他要項、協定、府の指示などを遵守し、適切に運用している。  ⑬ 本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意、その他府に指示等を遵守し、適切に運用している。 | A | （１）  　利用者本位の考えのもと、障がい者スポーツ拠点施設として障がいのある方々にスポーツ及び文化・レクリエーションを提供し、社会参加の促進を図っている。  　上級障がい者スポーツ指導員、中級障がい者スポーツ指導員、初級障がい者スポーツ指導員、専門指導員を配置し、拠点施設としてスポーツ等に参加できる環境・専門性を整えている。  　専門性を活用し支援学校、府主催事業、学校や地域に指導員派遣など連携事業や大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修等を実施している。  支援学校へのスポーツ指導や教員研修等、府立障がい者交流促進センターと連携し実施しており、国際障害者交流センターで開催されたイベントにも参加している。  多種多様なスポーツ・文化事業を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して開催したり、時間を短縮し少人数で開催したりしていた事業等も利用者の意見を踏まえ、十分に説明しながら、混乱することなく従来の形に戻しつつ実施することができている。  以上のことから、概ね施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営していると判断される。    （２）   1. 第三者への委託は募集要項や条例等に基づき適切に実施されている。 2. 年間事業計画書等を適切に提出している。 3. 事業報告を適切に実施している。 4. 指定期間中の管理状況（経理状況）を定期的に府に報告している。 5. 府から管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は、適切に対応している。 6. 個人情報の取扱いについては関連法令等に基づき適切に適正に対応している。 7. 情報公開への対応については「情報公開規程」に基づき適正に対応している。 8. 公正採用への対応については「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、大阪府「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。 9. 人権研修の実施については適切に実施している。また、日頃より所属長より職員に利用者への丁寧な対応（目を見てゆっくりわかりやすい言葉で話す等）を伝えている。   ⑩～⑫ 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。  ⑬　本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意を遵守し運用し、その他府の指示等に協力している。  　以上のことから、概ね果たすべき責務及び関係法令を遵守していると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）障がい者の利用に際し合理的配慮を適切に行うなど、障がいの有無に関わらず公平なサービス提供、対応を行っているか  ①休館日・開館時間  ②館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間  ③休館日の変更  ④施設利用料金の徴収  ⑤障がい者の利用等に際しての合理的配慮  （２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか  ①貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明  ②予約申込み受付業務  ③申請受付利用承認業務  ④施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備  ⑤諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等  ⑥稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消  ⑦入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止  （３）障がい者の利用が優先されているか | （１） 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど 障がいの有無に関わらず公平なサービスを提供している。     * 1. 休館日・開館時間   ・休館日  　　ア　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日（その日が休日にあたるときは、その翌日。以下、この項において「定休日という。）  　　イ　休日（1月1日を除く）の翌日※  　　　　※その日が休日の場合　→　当該休日の次の日  　　　　　その日が定休日の場合　→　定休日の次の日  　　ウ　12月29日から翌年の1月3日の日   1. 体育館　　　　　　 午前10時から午後8時まで   　トレーニング室　　 午前10時から午後8時まで  　 会議室・多目的室　　 午前9時30分から午後8時30  　 分まで   1. なし（気象警報等で変更が生じれば、ホームページ等で迅速に周知する） 2. 障がいの有無に関わらず、丁寧に説明し徴収している。 3. 障がい者の利用等に際しての合理的配慮   ・ ホームページのリニューアル  ルビ表示切替、音声読み上げ、文字サイズ変更色合い変更に対応した。  ・ デジタルサイネージの導入  三菱電機より寄贈（R5年3月）いただいた壁掛けテレビを活用して、事業紹介などの情報発信を開始した。  ・ 館内掲示、チラシ等ではルビを表示し、やさしい日本語で表記した。  ・ ピクトグラム等の補助コミュニケーションを活用した。  ・障がい者団体の予約を優先した。  ・ 障がい者専用事業、開放、イベントを実施した。  ・ 受付やトレーニング室に杖置きを設置した。  ・ トレーニング室マシンのスイッチに、点字シールを貼付  した。  ・ 視覚障がいのある方の当センターカードに点字シールを貼付した。  ・ 車いすが通行しやすいように、施設内のレイアウトを見直した。  ・ 事業の申込受付は、電話での申込みを受け付け、参加者の負担軽減を図った。  ・ 施設利用申込書や事業申込書は、ホームページからダウンロードできるようにしている。  ・ボッチャや競技用車いす等を展示し、障がい者スポーツを周知している。  ※ 北大阪急行延伸（令和6年3月23日）に伴い、新駅「箕面船場阪大前駅」が稲スポーツセンターから約700ｍの距離に開設される。千里中央方面からのアクセスでバス以外にも新駅からの徒歩も可能になる。箕面市地域創造部鉄道延伸課と連絡を取り、新しいアクセスを紹介する準備中。◇千里中央～阪急豊中のバスは継続される。  （２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われている。   1. 利用方法諸手続きの説明については、受付で利用案内を手渡し、丁寧に説明している。 2. 予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受け付けを実施している。 3. 申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。 4. 日報、月報、年報については、受付管理システムを整備して、適切に管理している。 5. 諸設備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合って状況確認するとともに、不具合等がある場合は、速やかに補修、修理等の手配をしている。 6. 利用の承認及びその取消については、条例、管理規則に基づき、適正に実施している。 7. 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については、条例、管理規則に基づき、適正に対応している。   （３）障がい者の利用を優先している。  障がい者の団体は1年前から（3日分まで）、その他の団体は3ヶ月前から（2日分まで）先着順で予約ができ、障がい者団体の利用を優先している。交流事業を除いて障がい者専用の事業を多数開催しており、障がい者専用の体育館開放も開催している。 | A | （１）   1. 休館日を毎週火曜日及び休日の翌日としている。 2. 体育館及びトレーニング室の利用時間を午前10時から午後8時までとし、会議室・多目的室の利用時間を午前9時30分から午後8時30分までとしている。 3. 休日の変更はなし。 4. 利用者に対し障がいの有無に関わらず、丁寧な説明の上、施設利用料金を適切に徴収している。 5. ホームページのルビ表示切替や、音声読み上げ、文字サイズ変更に対応し、施設各所に点字表記を行うとともに、デジタルサイネージでの情報発信や館内掲示、チラシ等へのルビ表記、やさしい日本語表記、ピクトグラム等の補助コミュニケーションの活用、その他杖置きの設置や施設レイアウトの変更等細やかな配慮も行っている。館内にボッチャや競技用車いす等の備品を展示することで、障がいのない利用者にも障がい者スポーツを周知する等、ノーマライゼーションを促す取り組みも実施している。   また、北大阪急行の新駅の開設に関しての情報提供の準備も進めている。  　以上のことから、障がい者の利用に際し合理的配慮を適切に行うなど、障がいの有無に関わらず公平なサービス提供、対応を行っていると判断される。  （２）   1. 利用方法諸手続きの説明について、受付で利用案内を手渡し説明している。 2. 予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施している。 3. 申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。 4. 日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に報告している。 5. 諸整備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合いし状況確認をするとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施している。 6. 利用の承認及びその取消については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。 7. 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。   以上のことから、概ね利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われていると判断される。  （３）  障がい者の団体は1年前から（3日分まで）、その他の団体は3ヶ月前から（2日分まで）先着順で予約ができ、障がい者団体の利用を優先し、障がい者専用の事業や障がい者専用の体育館開放も行っている。  以上のことから、概ね障がい者の優先利用が適切に行われていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）府施策の方向性を理解したものとなっているか  ・利用環境の継続性確保について  ①教室等を引き続き実施しているか  ②教室等のＰＤＣＡを実施しているか  ③教室等の継続性確保や変更時の利用者対応（講師交代の２～３回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等）を実施しているか  ・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について   1. 障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言等を得るなど、連携体制を確保しているか 2. 障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言等を得るなど、連携体制を確保しているか   ③支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図っているか | （１）府施策の方向性を理解して実施している。  　・利用環境の継続性の確保について   1. 教室等を引き続き実施している。年度当初は、コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を半減しての実施となったが、可能な限り開催数を増やし（2部制を3部制に増設するなど）一人でも多くの方に参加いただけるように努めた。５類感染症に位置付け後は、段階的にコロナ前の開催定員・時間に戻し、利用環境の継続性を確保した。   ② 教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させている。（年2回）  　　1回目：12月　　2回目：3月（活動展）  要望の中で、「ヘルパーの確保が困難なため、申込用紙の配布開始を早くしてほしい。」との意見があり、申し込み開始期間を2週間早めた。また、「Web回答導入」という意見があったため、紙媒体に追加してグーグルフォームを活用したweb回答を開始した。  日常からコミュニケーションを増やし、小さなご意見でも聞き取りをし、改善に努めた。  「利用者ご意見箱」の設置している。（1階、2階：常設）  ③ 教室・講師等に大きな変更がないため、利用者説明会は開催していない。  軽微な変更については、定期的に関係者に個別に相談を行っている。  　　・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について   1. 府立障がい者交流促進センターから事業の内容・募集方法・支援学校との連携などについて助言をいただいた。   連携事業として「大阪府障がい者スポーツ大会」の陸上・FD・卓球競技、「全国障害者スポーツ大会」のFD競技への指導員の派遣や、「全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会」、「大阪府教員障がい者スポーツ研修(8/10：稲スポーツセンター)」を稲スポーツセンターで開催するなどした。   1. 国際障害者交流センターから事業について助言をいただき、利用者への対応や、事業メニューを工夫するなどし、既存事業を開催した。 2. 豊中支援学校の陸上クラブ、吹田支援学校バスケットボールクラブに加え、本年度より吹田支援学校の運動クラブの指導を行った。   　　【出前事業件数等推移表】   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 出前事業校数 | 出前事業件数（合計） | | Ｒ２ | 1校 | 2回 | | Ｒ３ | 3校 | 8回 | | Ｒ４ | 4校 | 20回 | | Ｒ５ | 2校 | 12回 |   小・中・高等学校へ障がい者スポーツの備品を貸出した。（貸出時に、ルールや指導方法のアドバイスを実施）  パラアスリートの車いすバスケットボールチーム「スーパーフェニックス」が学校で指導する際に備品貸出で協力した。  　箕面市立小中学校の支援学級の教員・生徒を対象に、パラスポーツ（ボッチャ・FD）の体験イベントを開催した。  　（１０校参加）  　好評で次年度も開催の予定。 | A | （１）  ・利用環境の継続性の確保について   1. 募集要項別添２に基づいて作成した「稲スポーツセンター事業計画（参考１参照）」のとおり引き続き実施している。 2. 教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施している。（参考５-1「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査結果」参照）   また、利用満足度調査については利用者の意見や要望に対応し、実施した。   1. 必要に応じて定期的に関係者に相談をしている。   以上のことから、概ね、利用環境の継続性が確保できていると判断される。  ・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について   1. 障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言を得て、多数の事業を実施している。また、指導員を「大阪府障がい者スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」へ派遣したり、「大阪府教員障がい者スポーツ研修」を実施したりするなど、連携体制を確保している。 2. 国際障害者交流センター（ビッグアイ）から助言を得て、事業に反映させた。 3. 支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員を　　派遣したり、障がい者スポーツの備品を貸出したりするなど、地域活動の展開を図っている。小・中・高等学校への障がい者スポーツの備品の貸出しや、ルールや指導方法のアドバイスも行ない、車いすバスケットボールチームが学校で指導する際には備品の貸出協力も行った。   箕面市立の小中学校の支援学級の教員・生徒を対象にパラスポーツの体験イベントを行った。  　以上のことから、利用環境の継続性確保や障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について府施策の方向性を理解したものとなっていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| （２）専門性・連携体制が確保されているか（人員体制含む）  ①中級パラスポーツ指導員等の有資格者が３名以上配置されているか  ②障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、国際障害者交流センター(ビッグアイ)との連携が確保できる職員の配置がされているか  ③その他の関係機関との連携体制が確保されているか | （２）専門性・連携体制が確保されている。   * 1. ・上級パラスポーツ指導員1名   ・中級パラスポーツ指導員1名  ・初級パラスポーツ指導員1名  ※稲スポーツセンターで10年間の指導経験あり  ・その他の障がい者スポーツ指導経験者1名  ※稲スポーツセンターに10年間の指導経験あり  ※初級障害者スポーツ指導員養成講習会の講師経験あり  ※保健体育教員免許（中・高）を配置  ② 大阪府立障がい者交流促進センター勤務経験者2名を配置。  ※ 同センター勤務時に「共に生きる障がい者展」や「全スポ大阪府選手団合宿」などで国際障害者交流センターでの活動経験あり。  ③ 関係機関との連携  ・ 大阪府障がい者スポーツ協会と事業、備品貸出等で連携し、連絡を密にとっている。  ・ 障がい者フライングディスク協会等のパラスポーツの団体と連携・協力している。（大阪府視覚障害者福祉協会ＦＤ大会協力等）  ・ パラスポーツチームからの相談や備品貸出で連携している。  ・ 総合型スポーツクラブのパラスポーツイベントに連携、協力している。（箕面東コミュニティスポーツクラブへのイベント協力（車イススポーツ））  ・ 大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修を開催した。（府内小・中・高・支援学校教員対象） |  | （２）   1. 中級パラスポーツ指導員等の有資格者を３名以上、障がい者スポーツ指導経験者を1名以上配置している。 2. 大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）勤務経験者2名配置している。その職員が国際障害者交流センター（ビッグアイ）で開催されるイベント等への従事経験があり、両施設との連携を担っている。 3. 大阪府障がい者スポーツ協会、障がい者フライングディスク協会等の団体と連携できている。また、パラスポーツチームへの備品貸出、地域のスポーツイベントへの協力等行っている。   以上のことから、概ね専門性・連携体制が確保されていると判断される。 |  | ・「中級パラスポーツ指導員等の有資格者が３名以上」とあるが、実態としては初級パラスポーツ指導員が在籍していることから表記について改善の検討をされたい。 |
| （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか  ①利用者アンケートを実施しているか  ②利用者からの苦情や要望、満足度を適宜把握し、府に報告しているか  （４）利用者増加をはかるため、諸室の有効活用や、障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか | （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能している。   1. 教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる。（年2回）1回目：12月／2回目：3月   ・ アンケート用紙は、やさしい日本語でルビを振り、わかりやすさを工夫した。  ・ 回答欄には、「わるい」「とてもわるい」等の選択肢を入れ、マイナス回答ができるようにするとともに、「不安」や「不満」の記載欄がある。  ・「ヘルパーの確保が困難なため申込用紙の配布開始を早くしてほしい。」との意見があり、申し込み開始期間を2週間早めることにした。  ・ 日常からコミュニケーションを増やし、小さなご意見でも聞き取りをし、改善に努めた。  ・ Web回答導入のご意見があり、紙媒体に追加してグーグルフォームを活用してweb回答を開始した。  　など、利用者の声を管理運営に反映した。   1. 苦情や要望、満足度については随時利用者に伺い情報収集を行い府に報告するとともに今後の運営に活かしている。   「利用者ご意見箱」の設置（1階、2階：常設）  ・ 日常からコミュニケーションを増やし、小さなご意見でも聞き取りをし、改善に努めた。  ・ アンケートへの対応については、館内掲示するなどしてフィードバックしている。  （４）諸室の有効活用等  ・ 多目的室・会議室の有効活用としてサウンドテーブルテニス体験会の開催や卓球利用の促進をはかっている。  ・ 機関紙「チャレンジ」を年3回継続して発刊し、事業の紹介や案内を実施した。  ・ ホームページ上に利用申込書の様式等を掲載した。  ・ ホームページで利用案内、事業案内を掲載した。  ・ LINEにて施設の空き状況や事業案内を発信した。  ・ 北摂７市３町障害福祉担当課に、挨拶とチラシを持参予定（２月に新年度分を予定）  ・ デジタルサイネージの導入 三菱電機より寄贈いただいた壁掛けテレビ（令和5年3月）を活用して、事業紹介などの情報発信を開始した。  ・ 多目的室・会議室の有効活用でサウンドテーブルテニス体験会や卓球利用の促進をはかっている。  ※ 北大阪急行延伸（R6年3月23日）に伴い、新駅「箕面船場阪大前駅」が稲スポーツセンターから約700ｍの距離に開設される。千里中央方面からのアクセスでバス以外にも新駅からの徒歩も可能になる。箕面市地域創造部鉄道延伸課と連絡を取り、新しいアクセスを紹介する準備中。  ※ 千里中央～阪急豊中のバスは継続される。 |  | * 1. 教室参加者に対して、「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」の実施し、利用者の声を聞き取っている。また、アンケートの実施方法については利用者の意見を取り入れ実施している。これらのアンケートの結果を管理運営等に反映させる等適切に対応している。また、対応結果を府へ報告するとともに、館内に掲示するなどフィードバックも実施している。      * 1. 利用者からの苦情や要望等都度丁寧に対応し、その中身について、府に相談や報告を適切に行ない、運営に反映している。「利用者ご意見箱」の設置を行い、日常的に利用者とコミュニケーションを図り、丁寧な対応に努めている。   以上のことから、概ね利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能していると判断される。  （４）  多目的室・会議室をサウンドテーブルテニス体験会の開催等有効利用を図っている。また、機関誌「チャレンジ」を継続して発刊し、事業の紹介や案内を実施したり、ホームページでの利用案内、事業案内を掲載したり、LINEにて施設の空き状況や事業案内を発信したりしている。加えて、北摂の自治体障がい者福祉担当課に事業案内チラシを持参し新規開拓を図るべく事業周知に努めている。さらに企業より寄贈いただいた壁掛けテレビを活用し、事業紹介などの情報発信も開始している。北大阪急行の新駅の開設に関しての情報提供についても準備も進めている。  　以上のことから、概ね利用者増加をはかるため、諸室の有効活用や、障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われていると判断される。 |  | ・利用者満足度調査について、障がいの有無に関わらず利用できる施設であることから、障がいの無い利用者の回答数が向上するよう図られたい。  ・多目的室・会議室の利用率の向上するための対策を検討されたい。 |
| ４利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）防災をはじめ、利用者の安全を確保するためのマニュアル管理を徹底し、その内容が実施されているか  （２）緊急時の危機管理体制を整備しているか  （３）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか  ①電気、機械設備運転及び保安管理業務  ②清掃業務  ③樹木・植栽の管理  ④防火管理業務  ⑤設備・機器保守点検業務    ⑥その他施設の良好な維持管理に必要な業務等 | （１）防災をはじめ、利用者の安全を確保するためのマニュアル管理を徹底し、その内容を実施している。  大阪府立稲スポーツセンター危機管理マニュアルを整備し、安全管理責任者を定めている。定期的な危機管理研修を実施し心肺蘇生法（AED含む）等の救急法を訓練している。地震や火災を想定して、視覚障がいの方や車いすの方の避難誘導訓練等を実施している。  （２）緊急時の危機管理体制を整備している。  緊急時には危機管理本部を設置し危機対応班・連絡調整班等を組織するとともに情報の一元化をはかり、迅速な対応を行う。  また、あいあいプラザ内で連絡体制を構築し協力体制を整備している。  （３）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っている。   1. 専門業者による保守点検   受変電設備点検（年1回）　5月、8月、11月、2月  吸収式冷温水機保守点検（年4回）4/22、7/22、11/4 3/  空調設備点検（年2回）　　 5/24、10/25  昇降機保守点検（年12回） 4/13、5/17、6/5、7/5、8/2、9/6、10/3、11/7、12/5、1/9、2/、3/  自動扉保守点検（年3回） 4/8、8/17、12/1  ② 日常清掃の実施（休館日を除く毎日）  体育館、トレーニング室、会議室、多目的室、ロビー、廊下、階段、受付、事務所、エレベーター、談話室、トイレ、更衣室、シャワー室、玄関、駐車場、外周  専門業者によるワックス清掃  体育館ワックス清掃（年12回）  4/11、5/2、6/6、7/11、8/1、9/5、10/11、11/8、12/13、1/、2/、3/  館内廊下、ロビー、会議室、多目的室など（年6回）  4/11、6/6、8/1、10/11、12/13、2/、  定期清掃  空調設備フィルター清掃（年3回）就労支援B型に委託  定期施設清掃（年2回）  ③ 専門業者に委託　除草、剪定、高木剪定  道路側法面除草（年3回）：就労支援B型に委託  駐車場外周除草（年2回）：INA職業支援センターに委託  寄せ植えプランター17個（年4回）：INA職業支援センターに委託  その他除草（草払い機で適宜除草）  ④ 法令に基づき、防火管理者を選任し、専門業者に委託し消防設備点検を実施するとともに、消防・防災訓練を年2回実施している。（1回目　8/14実施　2回目　2/26　）  ⑤ 消防設備点検（年1回）  トレーニング機器点検（日常・定期）  日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努めている。  ⑥ 日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努めるとともに、専門業者に委託し、適切に維持管理している。  ※就労支援B型は、大阪府「工賃向上計画」に協力  INA職業支援センターの職業訓練に協力 | A | （１）  大阪府立稲スポーツセンター危機管理マニュアルを整備し、安全管理責任者を定め、定期的な危機管理研修を実施し心肺蘇生法（AED含む）等の救急法を訓練している。地震や火災を想定して、視覚障がいの方や車いすの方の避難誘導訓練等を実施している。  以上のことから、防災をはじめ、利用者の安全を確保するためのマニュアル管理を徹底し、その内容が実施されていると判断される。  （２）  緊急時には危機管理本部を設置し危機対応班・連絡調整班等を組織するとともに情報の一元化をはかり、迅速な対応を行えるようにしている。また、あいあいプラザ内で連絡体制を構築し協力体制を整備している。  以上のことから緊急時の危機管理体制を整備していると判断される。  （３）   1. 電気、機械設備運転及び保安管理業務については、専門業者に業務委託を行い、良好な状態を維持している。 2. 清掃業務については、日常清掃の実施、専門業者によるワックス清掃や空調設備フィルター清掃等、適切に行われている。 3. 樹木・植栽の管理については業務委託を行い、良好な状態を維持している。 4. 防火管理業務について、法令に基づき実施している。 5. 設備・機器保守点検業務について、適切に保守点検を実施している。 6. その他施設の良好な維持管理に必要な業務等について、専門業者に業務委託を行ったり、日常点検・定期点検を計画的に実施したりする等、適切に実施している。   以上のことから、概ね施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っていると判断される。 | A | ・運営の効率性を図るあまり安全性が低下しないように、留意されたい。 |
| ５府施策との整合 | （１）府の協力要請に対応しているか  ①府が実施する事業への協力（府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む）  ②知的障がい者の継続雇用の取組み  ③府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取り組み | （１）府からの協力要請に対応している。  ① 館内へのポスターの掲示等「障がい者週間」の啓発に努めた。府が実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターや案内の掲出にも積極的に協力した。  また、スポーツ、文化教室の紹介掲示、機関誌の発行による広報等を積極的に実施するとともに、教室の継続性、他施設との連携を行うなど広域的拠点としても積極的に取り組んだ。   1. 前指定管理者が雇用していた従事者を継続雇用している。本年度より保護者と相談の上、週勤務時間を31時間に増やして業務している。   勤務状況は、まじめで丁寧に業務をこなし、遅刻等もなく、極めて良好である。また、元在籍していた事業所が近隣に位置していることによる安心感や、当施設職員からの声掛けなどもあることから、職場環境整備等支援組織の活用の必要性は感じない。  今後、必要が生じた場合は、活用を検討する。  ③ 電気、水、化石燃料等の使用料の低減に取り組んでいる。  ・エコスタイルの実施  ・冷暖房期間の温度設定を適切に管理  ・グリーン購入の推進  ・エコドライブの励行  ・ゴミ分別の徹底  ・プリンターインクカートリッジ回収  ・プルタブの回収 | A | * 1. 「障がい者週間」の啓発をはじめ府が実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターの掲示やパンフレットの配架等にも積極的に協力している。また、府立施設の障がい者スポーツ・文化（レクリエーション）の広域的拠点として事業の広報や他施設との連携についても積極的に行っている。   2. 前指定管理期間から雇用されていた従事者を継続雇用しており、週勤務時間を増やす等良好な実施状況である。職場環境整備等支援組織の活用については、継続雇用している現従事者が、勤務状態が極めて良好であることに加え、現従事者が元在籍していた事業所からのフォロー等もあり今年度においては活用の必要性がなかったものである。   3. 府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取り組みについて、エコスタイルの実施や冷暖房期間の温度設計を適切に管理する等の適切に取り組んでいる。   　以上のことから、概ね府の協力要請に対応していると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ６安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分か  職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか  （２）職員採用、確保の方策は適切か  （３）職員への指導育成や研修体制、事業に携わるボランティア等への研修は十分か | （１）職員体制  ① 上級パラスポーツ指導員、中級パラスポーツ指導員、初級パラスポーツ指導員を配置し、身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保している。  ② 障がい者スポーツ指導員を中心に各種事業はもとより、トレーニング指導や相談に応じている。多数開催する事業を通して、社会参加を促進し、競技力の向上や健康づくりを図っている。  ③ 前年度に引き続き、原則として終日2名の職員を配置し、必要に応じて配置人員を増やし、利用者の安全確保に努めている。  （２）府「公正な採用選考のために」に基づき採用している。  「職員研修体制」に基づき年2回実施。  　　　5/8　 「パワーハラスメント」  　9/20　「合理的配慮の提供」（精神障害のある方）  「障害福祉現場におけるハラスメント対策」  （３）職員研修体制に基づき適切に実施  安全管理研修会 5/8　8/14　9/20　2/26（予定）  消防訓練 8/14　2/26（予定）  指導研修 5/8　8/14　9/20　2/26（予定）  (随時)  人権研修 5/8 9/20  危機管理研修 8/14　9/20  アルバイト研修 随時  資格更新研修 随時  個人情報保護研修 5/8 2/26（予定）  環境関係研修 2/26（予定） | A | （１）  　職員には上級、中級、初級障がい者スポーツ指導員の資格を有する者を配置し、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保している。また、障がい者スポーツ指導員を中心に各種事業やトレーニング指導、相談にも応じて、利用者の社会参加を促進し、競技力の向上や健康づくりを図っている。職員は原則として終日2名配置し、必要に応じて配置数を増やし利用者の安全確保に努めている。  　以上のことから、概ね職員体制について十分であると判断される。  （２）  職員採用、確保の方策については、府「公正な採用選考のために」に基づき採用している。  　以上のことから、概ね職員採用、確保の方策は適切であると判断される。  （３）  　職員の指導体制や研修体制については、「管理体制計画書３職員研修体制（参考資料２）参照」に基づき適切に実施している。  　以上のことから、概ね職員の指導育成や研修体制は十分であると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ７安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | 令和5年度決算終了後に報告書を提出します。 | A | 会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。法人の財政状況については参考資料参照。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総　合　評　価  （最終評価） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年度評価 | A |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ８年度は総合評価、Ｒ９年度は最終評価をする。